平成２６年（フ）第１９２号
新潟市秋葉区川口2098番地
債務者　澤田ナカノ
1　決定年月日時　平成26年７月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月12日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第９８０号
愛知県豊明市阿野町稲葉75番地15　ソレイユⅢ201号
債務者　吉本　政信
1　決定年月日時　平成26年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月12日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１００７号
愛知県常滑市千代ケ丘１丁目64番地の２　ピュアレジデンス502号
債務者　小島　洋介
1　決定年月日時　平成26年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月12日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第８８号
滋賀県東近江市沖野３丁目２番33号　パルティールⅠ番館305号室、前住所静岡県磐田市二之宮東11番地１　えいすうビラⅡ―102
債務者　松田ちはる
1　決定年月日時　平成26年７月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月12日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２６年（フ）第９６号
滋賀県東近江市蒲生堂町328番地579
債務者　周防　道子
1　決定年月日時　平成26年７月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月12日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２６年（フ）第１６２号
兵庫県宝塚市光明町26番16号　Ａ－１、前住所兵庫県芦屋市三条町５番７号
債務者　妙見　信也
補助人　足立友季世
1　決定年月日時　平成26年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月12日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２６年（フ）第７７号
鳥取県西伯郡伯耆町大殿1961番地３
債務者　白石　広美
1　決定年月日時　平成26年７月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月12日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２６年（フ）第２８号
福岡県八女市大島177番地２　茶ノ木田ハイツ203号
債務者　森　　節子
1　決定年月日時　平成26年７月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月12日まで
福岡地方裁判所八女支部

平成２６年（フ）第４３号
熊本県荒尾市川登1588番地36、住民票上の住所熊本県荒尾市大正町１丁目11番６号
債務者　原口　惠子（旧姓永尾）
1　決定年月日時　平成26年７月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月12日まで
熊本地方裁判所玉名支部

平成２６年（フ）第１７３号
宮崎市西高松町２番５号
債務者　長友　一樹
1　決定年月日時　平成26年７月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月12日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第１８６号
鹿児島県鹿児島市吉野町3395番地１　エクセレント藤田Ⅱ105号、申立時の住所鹿児島県鹿児島市本名町605番地４　コーポ福元102号
債務者　藤﨑　恵美
1　決定年月日時　平成26年７月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月12日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２６年（フ）第７０号
福島県郡山市富久山町久保田字桝形33番地の71
債務者　横田　純一
1　決定年月日時　平成26年７月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月16日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２６年（フ）第１４１号
福井市豊岡１丁目16番22号、旧住所福井市松本２丁目31番11号
債務者　南　　晴高
1　決定年月日時　平成26年７月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月16日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第３１号
長野県岡谷市長地権現町１丁目１番18号
債務者　髙橋　幸孝
1　決定年月日時　平成26年７月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月16日まで
長野地方裁判所諏訪支部

平成２６年（フ）第３２号
長野県佐久市取出町668番地22
債務者　江塚　洋子（旧姓髙橋）
1　決定年月日時　平成26年７月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月16日まで
長野地方裁判所諏訪支部

平成２６年（フ）第５３号
長野県飯田市上郷黒田1363番地11　木原アパート７号
債務者　水口　君江
1　決定年月日時　平成26年７月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月16日まで
長野地方裁判所飯田支部